

坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
健康なまちづくり審議会意見照会結果について

資料4-2

6件（2名）

No.	頁	項目	意見・要望	対応とその考え方
1	15	第2章 市行動計画における対策項目について	坂戸市で情報収集は行わないのか。情報収集についての項目が必要と考える。	医療機関からの陽性者の報告は保健所で取りまとめることとなっており、本市において収集できる情報は限定的となります。 情報収集は、ワクチンや病原体の性状等の情報を含め、国や県から情報提供が中心となると考えているため、記載のままとさせていただきます。
2	21	市調整会議	対策本部の協議事項には情報収集を行うとあるが、調整会議では情報交換はあるが情報収集は行わないのか。	情報収集を行う旨を追記いたしました。
3	21 22	市調整会議 市対策本部	調整会議や対策本部について、国、県を含めた設置基準を一覧表で記載するべきではないか。	市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに設置することとなっており、それ以前では、必要に応じ、市調整会議及び市対策本部を設置することが可能となっております。 病原体の発生場所や性状等に応じて状況が異なることから、統一した設置基準を行うことは困難であると考えております。
4	22	(3) 緊急事態措置の検討等	委員構成に専門家が入っていない。追加するべきではないかと考える。	専門家等の意見を聴くため、職員以外の者を出席させることができる旨を追記いたします。
5	33	(1) 感染症対策物資等の備蓄等	消毒等の備蓄に関しても記載の必要があるのでは。	感染症対策物資等の必要数は、今後策定する業務継続計画により異なりますので、現状では、記載は困難でございます。
6	37	(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	新型コロナウイルス感染症で休校の際に大量の食料を廃棄したが、対策等は盛り込むのか。	具体的な対策については、市対策本部等で検討し、対応してまいります。